

❁妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児などに関する母と子どもの健康状態を記録し、健康管理に役立てるため、妊娠届出時に交付します。妊娠がわかったら、なるべく早めに手続きをしましょう。

〈妊娠届出先〉 母子総合相談室（キッズポートいみず3階）または保健センター

〈持ちもの〉 ●妊娠届出書

●妊娠届出時アンケート（届出窓口での記入も可能です）

●妊婦の通帳（妊娠届出時に受付する「出産応援給付金」の申請に必要です。）

●妊婦のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード（氏名・住所等が最新のものに限り）

●妊婦本人の確認書類（マイナンバーカードを持参される方は「本人確認書類」は不要です。）

※代理申請の場合、「妊娠届出書・妊婦のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード」に加えて、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。やむを得ない場合（安静を要する場合や体調不良等）を除き、原則妊婦本人の届出をお願いします。

問合せ先 母子総合相談室 ☎0766-52-7408

保健センター ☎0766-52-7070

もうすぐパパママ教室（申込みが必要です）

妊娠・出産・育児に関する知識の習得と親としての意識を高めるため、講義、実習等を行います。

〈対象者〉 妊婦（初産の方のみ）とその夫

〈主な内容〉 沐浴実習、パパの妊婦疑似体験、オムツ交換・着替えの練習、子育て世代の食事の話等

〈持ちもの〉 ●母子健康手帳

●参加費300円

●フェイスタオル

問合せ先 保健センター ☎0766-52-7070

妊婦一般健康診査

妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行います。

母子健康手帳交付時に、妊娠中に県内の医療機関にて健康診査を無料で受けることができる「妊婦一般健康診査受診票」（14回分）をお渡しします。

〈受診時期の目安〉 妊娠23週まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・4週間に1回

妊娠24週から35週まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・2週間に1回

妊娠36週以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・1週間に1回

〈医療機関受診時に必要なもの〉 ●母子健康手帳

●妊婦一般健康診査受診票

問合せ先 母子総合相談室 ☎0766-52-7408

保健センター ☎0766-52-7070

《県外医療機関での受診を希望される時》

里帰り出産等のため、県外の医療機関で受診を希望する方は事前に申請が必要です。手続きは、母子総合相談室（キッズポートいみず）または保健センターで行ってください。

〈持ちもの〉 ●母子健康手帳 ●妊婦一般健康診査受診票（県内未使用分）

妊婦歯科健康診査

妊娠中に市内指定医療機関にて、歯科診察やブラッシング指導を無料で受けることができます。

母子健康手帳交付時に希望者に受診票をお渡しします。

受け方など詳しい内容は、母子健康手帳交付時にお伝えします。

〈医療機関受診時に必要なもの〉 ●母子健康手帳

●妊婦歯科健康診査受診票

●健康保険証

問合せ先 母子総合相談室 ☎0766-52-7408

保健センター ☎0766-52-7070

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

全ての妊産婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。また、相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金の給付）を一体として実施します。

①妊娠届出時面談
(母子手帳交付時)



🎁 出産応援給付金 (5万円)

②妊娠・出産応援面談
(妊娠8か月頃、希望者のみ)



③いみず子育て応援面談
(出生届提出後)



🎁 子育て応援給付金 (5万円)

問合せ先 伴走型相談支援について……母子総合相談室 ☎0766-52-7408
保健センター ☎0766-52-7070
経済的支援について……子育て支援課 ☎0766-51-6629

👶赤ちゃんが生まれたら

出生届

出生した日から14日以内に、父母の本籍地、出生地または届出人の住所地に出生届出をしてください。

〈届出する人〉 父または母（原則）

〈届出先〉 市民課

〈持ちもの〉 ●届出書（医師または助産師の出生証明書付き）
●母子健康手帳

※児童手当と子ども医療費助成の手続きに持参するものについては、P16「児童手当」、P16「子ども医療費助成」をご覧ください。

問合せ先 市民課 ☎0766-51-6621

出生連絡票の提出(新生児訪問・未熟児訪問の依頼)

ご出産されましたら、できるだけ早く（7日以内）に、「出生連絡票」のハガキをご記入のうえ、情報保護シールと切手を貼って投函してください。新生児訪問を希望された方には、生後28日以内に保健師または助産師が訪問し、ご相談に応じます（料金は無料です）。

《産後、射水市外へ里帰りする方(里帰り先で訪問を希望)》

県内に里帰りされる方は、「出生連絡票」のハガキを里帰り先の市町村にお送りください。
県外に里帰りされる場合は、里帰り先の市町村にお問い合わせください。
なお、市町村によって対応が異なりますのでご了承ください。

《出生体重2,500g未満の赤ちゃんが生まれたとき》

低体重児の届出が必要になります。「出生連絡票」が低体重児の届出を兼ねていますので、必ず送付してください。
保健師・助産師による未熟児訪問を行います。

産後、射水市内の自宅または射水市内の里帰り先へ帰られる方は、電子申請も可能です。



問合せ先 母子総合相談室 ☎0766-52-7408
保健センター ☎0766-52-7070